

平成30年1月30日

草津市議会議長 瀬川 裕海 様

産業建設常任委員会
委員長 山元 宏和

平成29年度産業建設常任委員会行政視察結果報告書

標題の研修結果は、下記のとおりでありましたので報告いたします。

記

1. 期 間 平成30年1月24日（水）～平成30年1月25日（木）

2. 研修日程および事項

《研修》

1月24日（水）13時30分から15時15分まで 東京都府中市視察
○道路等包括管理事業について

1月25日（木）13時30分から15時00分まで 岐阜県岐阜市視察
○ぎふまち育て隊を活用した道路管理について

3. 参加者 議員8人、職員2人 計10人

委員長 山元 宏和

副委員長 遠藤 覚

委 員 横江 政則、杉江 昇、中嶋 昭雄、土肥 浩資
西田 剛、奥村 恭弘

<同行> 建設部副部長（総括） 寺田 哲康

<随行> 議会事務局議事庶務課 能政 大介

4. その他 詳細は別紙復命書のとおり

産業建設常任委員会研修 復命書

平成30年1月30日

草津市議会議長 瀬川 裕海 様

草津市議会産業建設常任委員会

委員長 山元 宏和

副委員長 遠藤 覚

1. 出張の目的

所管事務調査における先進地視察

2. 出張先

東京都府中市および岐阜県岐阜市

3. 出張の経過

■平成30年1月24日（水） 13:30～15:15 東京都府中市

○道路等包括管理事業について

■平成30年1月25日（木） 13:30～15:00 岐阜県岐阜市

○ぎふまち育て隊を活用した道路管理について

4. 研修出席委員名

山元宏和委員長、遠藤覚副委員長、横江政則委員、杉江昇委員、中嶋昭雄委員
土肥浩資委員、西田剛委員、奥村恭弘委員

5. 執行部同行者・随行者

建設部副部長（総括）	寺田 哲康
議会事務局議事庶務課	能政 大介

◎東京都府中市の概況

人口等	258,654人／123,648世帯（平成30年1月1日現在）
面積	29.43km ²
概要	<ul style="list-style-type: none">・府中市は、東京都のほぼ中央に位置し、副都心新宿から西方約22キロメートルの距離にあり、面積は29.43平方キロメートルで、その広がりには東西8.75キロメートル、南北6.70キロメートル。・鎌倉時代に鎌倉街道、江戸時代に甲州街道が整備され、交通の要所として栄え、甲州街道でも大きな宿場町として知られる。・大正5年の京王線整備移行、工場や大手事業者が進出。急激な人口増加と工場進出なども相まって商業のまちを形成しながら首都圏有数の都市として発展し続け、微増ではあるが現在も人口が増加している。

◎東京都府中市の視察概要

1. 道路等包括管理事業について

(1) インフラマネジメントについて

- ・高度経済成長期に整備したインフラは老朽化により、一斉に更新時期を向かえることから今後の更新費用の増大、市の歳入の減少により、これまで通りの維持管理は困難。市の財政状況を踏まえ、安全なインフラの維持のため「インフラマネジメント」に取り組む。
- ・インフラマネジメント計画の施策では考えられるすべての施策を位置づけ。道路等包括管理事業は「業務の見直しによるコストの削減」の施策として位置づけられている。
- ・インフラ管理経費の試算では、現状の維持管理の手法を維持していくと年間に24.5億円必要となる。インフラマネジメント計画を実行していくことで、21.5億円に圧縮できるが、現在の執行額は18.8億円で計画を実行していくには、2.7億円の更なる経費が必要な状況。

(2) 道路等包括管理事業について

平成26年度から28年度の3年間、府中駅前のけやき並木通り周辺約18.8ha（府中市0.64%の地域）、19路線で地域と期間を限定し試行的に実施。

①事業の目的

- ・従来の工種ごとの委託をまとめることによるコストの削減
(従来の市の業務では簡易な修繕や清掃は行っており、専門的な内容となると各案件を作業内容ごとに、建設会社、造園会社、清掃会社などに委託していた。道路等包括管理事業では限定した作業をまとめてJV（共同企業体）に委託。スケールメリットによるコスト削減が狙い。)
- ・事業者のノウハウやアイデアを活用した市民サービスの向上

⇒民間への委託は双方にメリットがあることが大前提。

②目的達成のための特徴的な契約手法

- ・包括的な契約による経費の削減
- ・複数年契約によるスケールメリット
- ・性能発注方式（プロポーザル）による民間事業者のノウハウの活用

③委託業者

「前田道路・ケイミックス・第一造園共同企業体」

複数の事業を1社単独で受注できる企業がないため、複数の専門業者が市内業者を含めたJV（共同企業体）での募集を行った。JVの選定においては、①提案内容や新技術、②地域の方々との協力が容易である、③従来の市の管理の同等以上の管理であるかを評価し選定を行った。

④特徴的な提案

- ・JV独自のシステムの利用。位置情報・現場写真などから状況をすべて確認することが可能
- ・道路状態や対応情報などの状態の蓄積による予防保全の対応に取り組める。
- ・区域内に事務所を設け、365日、24時間対応を行うことでスピード感のある市民サービスが可能となる。

⑤業務の対象

- ・対象インフラは市道をはじめとする道路に関する施設（里道、案内標識、街路樹、街路灯）であり、道路巡回、簡単な舗装補修、清掃、点検を行う。また苦情・要望の受付、不法投棄の発見・回収なども行う。さらに特定のテーマに関する業務も行う。具体的には、けやき並木通りの道路空間を活用した中心市街地の活性化、区域内のボランティアのサポート、経費削減に関する創意工夫などを行う。

※施設工事など大規模な補修、道路の改良工事、占用工事、占用許可等、沿道工作物への指導等の業務は対象外の業務。

⑥災害発生時

- ・府中市の地域防災計画で想定する災害が発生した場合は、JVにも市の指揮命令系統下に入ってもらい業務を行う。災害復旧に係る費用は市が負担。

⑦受注業者との調整体制

- ・月1回の定例会議で、作業報告、課題事項の調整、収支報告について話し合っている。

⑧推進方針（事業の評価について）

- ・市における効果

⇒業務導入前と比較して年間330万円のコストを削減。苦情の件数が42%減少。

- ・事業者における効果

⇒複数年契約による安定的な人員の確保。JV 内部の異業種の企業で地域住民の要望や相談に当たることから、様々な角度で対応に当たることができる。複数の会社が業務に取り組むことでそれぞれの企業のノウハウを共有することができる。

⑨今後の方向性

- ・次期包括管理事業では、市域の約4分の1程度に当たる755ha、700路線を対象に3年間（平成30年度～32年度）試行的に行う。次期包括管理事業では、これまでの包括管理事業に加えて、補修・道路の更新や1工種50万円以上の日常の維持管理業務を単価契約の方法で含むこととする。そして、将来の包括管理事業では期間は5年で全市域を予定している。市域全体を複数のエリアに分けて、複数の企業体に管理してもらう。今後は事業の評価を行って行く中で、公園の管理なども対象として含めることも検討している。

3. 質疑応答

Q：性能発注する時に清掃などの部分はどのように定量化して発注するのか。

A：表現は難しい。「通行に支障がない程度」としているがそれだけでは業者も戸惑うので、従来市が行ってきた幹線道路については年に何回など実績を示して発注している。

Q：性能発注の評価はどのように行っているのか。発注した道路現場を見て行っているのか。

A：実際には道路をモニタリングし、市が従来行っていた程度の清掃ができているかを確認している。また目的の1つであるコストの削減が出来ているかということと、市民アンケートなどで評価を行っている。

Q：24時間体制の受付について、夜中（概ね22時以降）の問い合わせは結構あるのか。少ない場合は時間を短くすればコストは下がるのでは。

A：基本的に市が行っていた業務を委託するとしているので、緊急の事故などがあつた場合に対応は必要であるから24時間体制にしている。緊急性が低い場合は翌日に回すなどの判断もしてもらっている。

Q：包括管理してもらっている道路における苦情・要望については、しっかりと市民に周

知されており、市の方には問い合わせないのか。

A：包括管理している道路周辺の市民には説明会も行い、一定の理解もいただいているが、それ以外の地域の市民へは周知が不足しており、苦情・要望が寄せられることもあった。今後地域を拡大していく時の課題でもある。

Q：包括管理事業において道路管理者が異なる道路はやはり対象外か。

A：国道、都道は対象外。

Q：国道・都道が対象外となると、サービスの差が目に見えて分かるがその点について方策は考えているのか。また地域を拡大することで、事業者が複数になった際にサービスに差が出ないようにするにはどうするのか。

A：除草で言うと国の場合は年2回、府中市の場合は年3回でどうしても差が出る。

エリアを拡大することで複数の事業者が管理主体になることも想定しているが、要求水準を満たしていればそれ以上は問わない。定期的に会議を開催し各事業者の要求について水準を合わせていく方向で検討している。

Q：ボランティアの管理が包括管理事業の1つになっているが、包括管理前と後で市民の意識の差はあるのか。自分たちの生活道路は自分たちできれいにしようとボランティアはするが、民間の事業をなぜボランティアで手伝える必要があるのかなどの声もありそうだが。

A：ボランティアの方と協力してくださいということがこの業務内容の趣旨であり、管理自体は府中市で行っている。

今回指定しているけやき並木通りは、国の指定天然記念物でありみんなで守ってこうという意識がもともとある場所である。今後区域を広げていった際には、市民との協働での維持管理が必要な部分も出てくることから制度化も考えていかなければならない。

Q：今回の事業について少ない人数ではあるが市民からアンケートなどもとっておられ、今後もエリアを広げているということだが、この事業は効果があると判断した理由は。

A：維持管理はやって当たり前というように思われており、出来ていれば意見は集まらない。今回は範囲も小さいことから、次回試行的に市域の4分の1を行いそこで再度効果があるかどうかを判断し、市域全体に広げようようにしたい。

Q：将来、高齢化、人口減少が進展していくこととなるがどのように事業展開していくのか。

A：府中市は微増ではあるが人口も増えており、いま財政に余裕もあるため、将来に備えて試行的にこの事業を行っている。また制度設計においては国土交通省からの支

援も大きく、先導的官民連携事業という補助金約 2,000 万円などを有効に活用しながら事業を進めており、この事業が有効であると分かれば、国土交通省としても全国的にひろめていきたいと考えている。

Q：維持管理においてボランティアの活用はどういった状況か。

A：ボランティアの活用はあまり進んでいない。過去にあった協定などで潤沢に財源があったことから、道路の維持管理についてもすべて市で行っており、ボランティアについても有料でボランティアを行ってもらっていた経緯もあるのでなかなか進んでいない。

Q：包括管理にしているが指定管理にしなかった理由は。3年の期間は短いのでは。

A：制度を作る当初は指定管理者制度で考えていたが、指定管理者制度のメリットである、施設の使用許可などによる使用料の徴収などが道路は行えないことから、指定管理者制度のメリットが少ないことから管理委託とした。3年間という期間は試行期間のため短く設定している。

Q：市内業者単独では提案できないという難しい事業であるが、今後エリアを拡大していくことで受けてくれる業者は複数出てきそうか。

A：現状厳しい点もあり、市内業者自体も道路関係の仕事がすべて市外の業者にとられるのではという懸念もある。そこで市内業者向けに説明会やワークショップを開催し、市内業者が入れるような仕組みに変えていきたい。

Q：除草作業年3回ということだがどれくらい費用がかかっているのか。

A：除草作業の費用についてデータがない。府中市は、10数年前は除草作業年3回、低木は年1回、高木は3年に1回、夏季剪定、冬季剪定を行っていた。しかし、財源が少なくなるにつれて、定期的に行うのではなく、市民から要望が出た時だけ行うということにしたが、市民からのクレームが多く、予算を倍増し年3回の除草作業、年1回の低木での作業に戻した。

Q：今後の道路の補修工事なども業務の中に含めるということであるが、民間のノウハウを活かすという観点で、雑草が生えにくい舗装などの新技術の取り入れはどう考えているのか。

A：そのようなものがあれば事業者からは是非提案してもらいたい。

Q：人口が増えているが道路の新設についてはどう考えているか。

A：インフラマネジメント計画の中でも道路は増える方向で考えている。

Q：費用がかさむ街路樹や植栽体の必要性を市としてどう考えているか。

A：公害の被害に遭われた方もいることから、CO2の削減などの観点から緑の必要性と

しては大いにあるが、幅員が2メートル未満の歩道については植栽体を無くしていこうという方向で進めている。高木については、想定より成長してしまった高木がある個所については緑の絶対量として足りなくなならない程度に間引く方針で進めている。

Q：インフラマネジメント計画の中で、管理経費のさらなる削減についてどのような方策を考えているのか。

A：全街路灯のLED化を進め電気料金を3分の1に抑える。道路占用料の改定で値上げを行う。今後も他市の事例を参考に積極的に歳入確保、歳出削減を進める。

《 所 感 》

府中市の「道路等包括管理事業」は、インフラマネジメント白書に基づくインフラマネジメント計画の施策の1つで、包括的な管理手法を行うことでコストの削減と、民間業者のノウハウの活用による市民サービスの向上を目的として、平成26年～28年に市域の0.64%にあたるけやき並木通りを試行的に行った事業です。このような公共施設の計画を立ててコストの計算を行っている自治体は多くありますが、コスト削減のための具体的な手法を事業に落とし込んでいく点をまずは見習うべきと感じました。

当該事業においては、まだ試行的な段階であり、包括管理している市域も少ないが、年間の維持管理のコストが330万円削減できたり、市民からの苦情が42%減少したことなど、効果が出ています。今後市域を広げていく事で、様々な課題はありますが、それ以上に効果が期待できると判断し、包括管理事業の業務内容も増やす方向にあるなど、長期的な展望を持ってインフラの維持管理を行っていることが伺えました。その他、道路の高木などを計画的に間引いていくこと、歩道の幅員が一定確保できない植栽帯は廃止すること、街路灯のLED化や、道路占用料の見直しなど様々な手法で維持管理のコスト削減、歳入の確保を図っておられました。

本市においても、道路の維持管理については、市民が満足いくような除草作業を行うとなると現在の1.5倍は費用が必要であることや、道路の舗装工事についても交付金の交付額が低下しており、思うように整備ができない現状にあり、維持管理費の確保が喫緊の課題であります。費用の確保が難しい本市では、府中市のようにどのようにしてコストを削減するかを考える必要があり、道路等包括管理事業はその手法の1つとして検討すべき内容ではないかと感じました。

今後も、先進地の取り組みを注視していくとともに、本市の実情を踏まえた的確な道路維持管理の方法について、本委員会としても今回の視察で学んだことを生かしながら、調査・研究を進めて参ります。

(文責：産業建設常任委員会委員長 山元宏和)



◎岐阜県岐阜市の概況

人口等	411,554人／178,235世帯（平成30年1月1日現在）
面積	203.6km ²
概要	<ul style="list-style-type: none">岐阜県の南部に位置する岐阜県の県庁所在地。北部には山林を有し、南部には市街地が広がっている。市内を横切るように長良川が流れており、市の大部分は長良川と支流の扇状地と自然堤防地帯にあたる。戦国時代には金華山の麓が織田信長の城下町として栄え、現在も岐阜城、長良川温泉などの観光資源を抱える風光明媚なエリアである。

◎岐阜県岐阜市の視察概要

1. 岐阜版アダプト・プログラム りふまち育て隊について

①アダプト・プログラムについて

- ・アダプト・プログラムとは、市民が道路・河川などの公共の場所をわが子のようにかわいがり面倒を見る（清掃活動など）、都市美化活動のことである。
- ・アダプト・プログラムにおける岐阜市の役割は、①サインボードの設置（団体の誇りの醸成、ポイ捨ての抑制効果が狙い）②傷害保険の加入③「アダプトだより」の発行などのプログラムの広報活動であり、市民団体や地域企業等は公共の場所の清掃・美化活動にあたる。

②アダプト・プログラム導入の経緯

- ・岐阜市では平成11年度に「まちを美しくする条例」を策定したが、ポイ捨て等が減らなかったことから、平成15年度にアダプト・プログラム“りふまち育て隊”をモデル事業として実施し（15団体）、平成16年度から19団体で本格的にスタートし、平成29年度12月時点で150団体が参加している。

③岐阜版アダプト・プログラムの特徴

りふまち育て隊では多くの市民の皆さんに主体的に参加してもらうため、通常のアダプト・プログラムである公共空間での清掃活動を「一般型アダプト・プログラム」とし、4つの活動形態で事業を展開している。

- ・一般型・・・公共空間での清掃活動
- ・企画型・・・維持管理までを念頭において、企画段階から市民の皆さんが参画し、活動するもの
- ・文化財型・・・民有地内にあるまちのシンボリックな文化財などの美化活動を対象にしたもの
- ・環境型・・・環境保全を念頭に置いた、美化・整備活動

④参加団体の声

市民団体からは活動を通して交流ができ地域の絆が深まり、地域の交流が生まれることで防犯意識も高まっているとの声がある。参加企業からは企業の地域貢献活動を知ってもらえたなどのメリットがある。

しかしながら、清掃用具等はすべて各団体負担で活動してもらっていることから、掃除用具や花の苗などの支給を求める声もある。

⑤市民参画賞

自発的にまちづくりに取り組む個人や団体の功績をたたえて授与されるものであり、ぎふまち育て隊の活動は表彰対象でもあることから、こういった表彰が活動のモチベーションにもなっている。

⑥今後の事業展開

- ・市民の要望等への対応（掃除用具や花の苗の支給）
- ・（仮）ぎふまち育て隊サポーター制度の創設

⇒志のある企業にぎふまち育て隊のスポンサーになってもらい、物的支援等をおこなってもらうことで活動の更なる充実を図る。

2. 質疑応答

Q：小学校区の自治連合会のようなところと覚え書きは交わしているのか。A地区とB地区など活動場所がまたがる場合があるのか。

A：各団体とは覚え書きを交わしているが、小学校区の自治会連合会と交わしているわけではない。資料の活動形態の分布は説明の便宜上分けているものである。地区がまたがって活動される場合もある。

Q：アダプト・プログラムの活動をすることで何かインセンティブはあるのか。（草津市で例えると体を動かすことで健幸ポイントが付与されるといったようなもの）

A：市民との協働という事業で行っているので、特にインセンティブはない。

Q：多くの団体に参加してもらうために、行政としては市民にどのように呼びかけたのか。

A：協働のまちづくりの指針に基づき、従来から市民協働の取り組みについては熱心に取り組んできた経緯がある。アダプト・プログラムを開始する時は、以前から除草作業などに取り組んでいた団体に声掛けをして始めた。

Q：一般型、創造型などの活動形態は市民からの申込できまるのか。

A：市民からの申し出で活動形態が決まる場合もあれば、市から団体に対して、アダプト・プログラムへの参加を勧誘し活動形態を決める場合もある。

Q：防犯意識が高まったということについて、具体的に犯罪認知件数が下がったなどの効果はあったのか。

A：具体的な数値は把握していない。地域での活動が増えたことで絆が生まれ、防犯意識が高まったと考えている。

Q：まちづくり協議会とアダプト・プログラムに参加している団体の連携などはあるのか。

A：まちづくり協議会の中に、アダプト・プログラムに取り組んでいる団体はあるが、現在のところ別々で活動をいただいている。今後は地域の課題を解決していくために、地域の専門的な知識を有している団体などとの連携を図っていってもらえればと考えているが、そこまでは至っていない

Q：資料に企業の活動の様子が掲載されているが、これは自分たちの会社の前を掃除しているというような事か。

A：その通り。

Q：29年までの総合計画から考えると、当該事業は重要な施策としてとらえることができるが、30年以降の総合計画ではそのように位置付けられるのか。市の将来ビジョンと密接に関係しているように思えるが、どのように捉えているか。

A：市民協働の事業という事であり、総合計画のすべての施策に関係するものとしては捉えてはいない。30年以降の総合計画は現在策定中である。

Q：各団体との覚え書きの内容はどういったものか。市民に分かりやすい平易なものか。

A：基本的には団体名と活動場所と内容を記載いただくものとなっている。例えば「〇〇団体は、週1回午前中、▲▲公園で草刈りと清掃を行う」などを記載してもらっている。

Q：参加されている団体で、自治会などで高齢化の問題が出てきていないか。また高齢化の問題についてはどのように対策しているのか。

A：まちづくり協議会などを中心に、各地域で上手く運営されているが、担い手の高齢化の問題はある。比較的若い世代にも参加してもらえるよう、小学校・中学校などに活動の紹介などを行い、参加を促しているがなかなか結果はでていない。

Q：活動形態の分布の資料でまだ活動がなされていない小学校区は、現状をどう考えているか。

A：活動分布の資料を各小学校区が見ることは基本的にないので、自分たちの学区がアダプト・プログラムに参加していないことは把握されていないと考える。

Q：道路の植栽体についてはこのプログラムではどのように活動されているか。

A：アダプト・プログラムに参加している約半分は企業（79団体）であり、主に会社の周辺の道路と植込みの花壇の除草と清掃活動に参加いただいている。企業がこれだけ増えたのは当該プログラムに参加することが、入札時の評価の加点対象になったことにある。

Q：道路の植栽体についてはこのプログラムではどのように活動されているか。

A：アダプト・プログラムに参加している約半分は企業（79団体）であり、主に会社の周辺の道路と植込みの花壇の除草と清掃活動に参加いただいている。企業がこれだけ増えたのは当該プログラムに参加することが、入札時の評価の加点対象になったことにある。

Q：参加されている団体の活動の回数にもよるが、高木が生えていても落葉などの掃除は行き届いているのか。

A：団体の活動箇所が必ずしも行政が掃除してほしい場所ではないので、プログラムで対応していない場所は、行政で行っている。

Q：高木などの掃除についてすべてプログラムに参加している団体でまかなうことは難しいのか。

A：活動団体には自分たちの出来る範囲で活動場所や回数を決めてもらっている。また道路の延長もかなりあるので、79団体ですべて行うことは難しい。

Q：プログラムの開始前と現在で維持管理の経費はどれくらい削減できたのか。

A：具体的な額については算出していないが、維持管理のコストは削減できている。

Q：参加団体が活動している場所は常にきれいな状態か。その他の場所を行政が除草するのと比べてどうか。また活動の頻度はどうか。

A：概ねきれいにしてもらっている。活動の頻度は団体によって異なり、週に1回のところもあれば月に1回のところもある。

Q：植え込みに花を植えるなど清掃の手法については、団体に任せているのか。

A：手法については団体に任せている。

Q：活動いただく範囲について、国道、県道なども対象か。

A：市道のみ。県は県で同様の制度で運用している。

Q：今後の事業展開について、物的支援を行うサポーター制度を考えておられるが、サポーターになることで企業側にインセンティブやメリットはあるのか。

A：まだ構想段階ではあるが、企業の社会貢献というPRになることがメリットと考えているので、贈呈式やプレスリリースを行い積極的にアピールしていきたい。

Q：サポーター制度の呼びかけなどは商工会議所を通して募るなど具体的な計画はあるのか。

A：まだ構想段階であり、そこまでは考えていない。

Q：平成11年のまちを美しくする条例に始まり、平成15年からこの事業をスタートさせ、参加団体も増え、活動も拡大しているが、なぜここまで長く続いているのか。

A：岐阜市住民自治基本条例や協働のまちづくり指針を10年以上前に作った際に、地域に出向き「これからは協働のまちづくりを進めていくこと」を熱心に説明して回ったことで、市民も自分たちのことは自分たちでしていこうという認識に変わっていったのではないかと思われる。

Q：どの団体も活発に活動されているのか。

A：町内会への加入率は減少してきているので、まちづくり協議会や団体と連携してコミュニティを再構築していく必要がある。

Q：こういった活動は行政から積極的にお願いするのではなく、自発的なのか。

A：自発的な部分が多い。あくまでもボランティアでしてもらっている。

Q：地縁によるコミュニティと、防災や子育てなどのテーマで形成されるコミュニティがあるがそういったコミュニティをどのように融合、または醸成させていったのか。

A：活動団体については様々で地縁のものもあるが、梅林公園を守る会などのような目的を持った市民活動の団体もあり、自由に活動いただいている。

Q：活動については保険の加入以外に費用はかかっているのか。すべてボランティアでいただいているのか。

A：すべてボランティア。しかし、活動に必要な清掃用具や花の苗などの支給が要望としてできている。

Q：団体が活動を企画している中で、その活動が行政の事業の方向性と異なる場合はどのように調整をするのか。また資料に掲載されている美化協会など行政、企業、団体からの助成金を活動団体自身で獲得して活動費に充てているということはあるのか。

A：基本的に活動団体の思いを尊重して、担当課との調整を行い、よほどの問題がない限り（法に抵触するなど）は希望通り活動してもらおう。岐阜市として助成する制度はないが、団体には様々な助成制度を情報提供している。

《 所 感 》

岐阜市のアダプト・プログラムは非常に成熟しており、特段インセンティブや活動にかかる経費の補助をしなくても、自発的に活動を何年も続けていただいていることに驚きました。これは『岐阜市住民自治基本条例や協働のまちづくり指針を10年以上前に作った際に、地域に出向き「これからは協働のまちづくりを進めていくこと」を熱心に説明して回ったことで、市民も自分たちのことは自分たちでしていこうという認識が変わっていったのではないと思われる』ということですが、この市民協働の意識がしっかりと市民に根付いていることと、アダプト・プログラムの活動の範囲や内容が自分達の無理のない程度で行うとしているところに、このアダプト・プログラム、ぎふまち育て隊を活用した道路管理が機能しているのだと感じたところであります。また市民協働の意識が高いことに加えて、参加される業者においては入札での加点対象になることなども大きなきっかけになっており、そのことを取り入れた平成24年には参加団体も増えていることから、本市のみちサポーター制度でも取り入れていってはどうかと感じました。

本市においては、市民協働での道路維持管理は必要不可欠ではありますが、団体の担い手不足や高齢化などが大きな課題となっています。岐阜市と同様に市民協働の意識を醸成していくことは非常に時間を要することではありますが、市民や団体が自発的に活動しやすい環境を整えることが重要であり、現在、執行部が検討している地域デビューポイント制度を活用した道路の維持管理なども考えていく必要があります。

今後も、先進地の取り組みを注視していくとともに、本市の実情を踏まえた、市民との協働での道路の維持管理の手法について、本委員会としても今回の視察で学んだことを生かしながら、調査・研究を進めて参ります。

(文責：産業建設常任委員会委員長 山元宏和)

